

西濃環境整備組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月

西濃環境整備組合管理者

西濃環境整備組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、西濃環境整備組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

（1） 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

（2） 女性職員の活躍の推進に関する状況

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、組合においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況は次の通りである。

状況把握

①職員数に占める女性の割合

技術職員 28名 うち女性0名

事務職員 8名 うち女性0名

②採用した職員に占める女性の割合（平成27年度）

平成27年4月1日の新規採用職員は2名で、そのうち女性は0名である。なお、受験要綱では、性別は不問としている。

技術職員 男性2名（女性受験者数0名）

③平均した継続勤務年数の男女の差異（平成26年度退職者）

平成26年度退職者 男性1名 継続勤務年数35年以上

④管理的地位にある職員に占める女性割合（平成27年度）

全職員 36名中0名

⑤各役職段階に占める女性職員の割合（平成27年度）

全職員 36名中0名

⑥男女別の育児休業取得率・平均取得期間（平成27年）

男性職員 0%

⑥男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

（平成27年）

技術職員	配偶者出産休暇	該当者1名	取得率100%
			平均取得日数 2日
	男性職員の育児参加のための休暇	該当者0名	
事務職員	配偶者出産休暇	該当者0名	
	男性職員の育児参加のための休暇	該当者0名	

(3) 女性職員の活躍の推進に向けた目標

女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

1 女性事務職員の採用

平成32年度までに、女性事務職員1名を採用する。

2 男性職員の育児休業取得の促進

平成32年度までに、制度が利用可能な職員に男性職員の育児参加休暇を100%取得させる。

(4) 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施

(3) で掲げた目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する

1 女性事務職員の採用

平成28年度から、採用試験の女性受験を増やすため、組合ホームページ及び構成市町の公報で周知

2 男性職員の育児参加休暇取得の促進

平成28年度から、男性職員の育児参加休暇の取得促進に努めるため周知等を徹底する。